

◎ 常勤役員報酬規程

(総則)

第1条 常勤役員に対し、この規程の定めるところにより報酬を支払うことができる。

2 前項の常勤役員の範囲は会長が定める。

(報酬)

第2条 報酬は本俸、特別調整手当、特別手当、通勤手当、及び退職金とし、会長が定める。

(実施)

第3条 この規程は理事会の議決を得た日から実施する。

理事会議決 昭和 58 年 2 月 21 日 第 47 回定時理事会

遡及適用 昭和 58 年 1 月

理事会議決 平成 16 年 6 月 22 日 第 90 回通常理事会

遡及適用 平成 16 年 4 月 1 日

理事会議決 平成 19 年 3 月 27 日 第 95 回通常理事会

適用 平成 19 年 4 月 1 日

理事会議決 平成 24 年 3 月 23 日 第 105 回通常理事会

適用 平成 24 年 3 月 30 日

制 定 昭和 58 年 2 月 21 日

改 正 平成 16 年 6 月 22 日

改 正 平成 19 年 3 月 27 日

改 正 平成 24 年 3 月 23 日

○ 常勤役員報酬細則

(趣旨)

第1条 本細則は常勤役員報酬規程第2条に基づき常勤役員の報酬に関することを定める。

(報酬の区分)

第2条 常勤役員の報酬は本俸、特別調整手当、特別手当、通勤手当及び退職金とする。

(本俸)

第3条 本俸は別表1の通りとし、協会の資産及び収支の状況を勘案して会長が定める。

(特別調整手当)

第4条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号、以下「一般職給与法」という。）第11条の3第1項に規定する地域及びこれに準ずる地域に在勤する役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額、本俸に一般職給与法第11条の3第3項の規定に準じ別に定める地域区分に応じ、同条第2項の規定に準じ別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(新たに役員となった者の報酬)

第5条 月の初日以外の日において新たに任命された役員の任命当月分の報酬（特別手当、通勤手当を除く。以下同じ。）の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額をその月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額に、その者が役員になった日からその月の末日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の報酬)

第6条 月の末日以外の日において退任、解任又は死亡した役員の当月分の報酬の額は、第3条、第4条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額をその月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額にその者が役員でなくなった日（役員が退任した場合において退任した日の属する月の末日までに再び役員に任命されたときは、役員でなくなった日の前日）までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額を支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職給与法第19条の4及び19条の7に準じて定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、理事会の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は職員の給与・人事処遇規程第21条（通勤手当）を準用する。

(報酬支払等)

第9条 報酬の支払方法、支払日、支払日の特例、本規程において定めのない日割計算、特別手当の支払日は職員の給与・人事処遇規程を準用する。

(退職金)

第10条 退職金は別に定める。

(その他)

第11条 本細則に定めのないこと又はより難しい事項については、会長が別途定める。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 19 年 1 月 22 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 24 年 3 月 30 日から適用する。

制 定	昭和 58 年 2 月 21 日
改 正	平成 14 年 8 月 30 日
改 正	平成 16 年 6 月 22 日
改 正	平成 19 年 1 月 22 日
改 正	平成 19 年 3 月 30 日
改 正	平成 20 年 6 月 17 日
改 正	平成 21 年 6 月 25 日
改 正	平成 24 年 3 月 23 日

別表 1

単位:円

役員	本俸
理事長	980,000
専務理事	820,000
常務理事	750,000
理事	680,000